

施設利用料金の考え方について

1. 基本的な考え方

本事業においては、対象となる施設に利用料金制度を導入する。利用料金は、対象となる施設等の種類、利用区分、曜日区分、利用単位を考慮の上、設定することとする。

「別紙 15 ホール等の利用調整の考え方について」に記載のとおり、外部主催者による利用は、利用受付開始月により優先申込と一般申込に分類される。このうち一般申込について、県の施設としての公益性を確保するため「一般申込 A」の小分類を設け、その利用料金については、「3. 一般申込 A に係る利用料金の上限」の範囲内で設定することとする。

また、一般申込 A 以外の利用を「一般申込 B」とし、その利用料金については、芸術文化の振興が図られ、施設・空間及び敷地の有効活用が促進されるよう、「4. 優先申込及び一般申込 B に係る利用料金設定」を踏まえ、事業者からの提案に基づき、県との協議の上で設定することとする。

なお、ホール及びホール以外のエリアの同時利用を促進するためのパッケージ料金の設定についても積極的に提案すること。

一般申込の区分	定義
一般申込 A	以下のいずれにも該当する場合 ・ 営利、営業、宣伝その他これに類する催物ではないこと ・ ホールを利用する者が徴収する入場料等（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の最高額が 3,000 円以下であること
一般申込 B	一般申込 A 以外の一般申込

2. 利用料金の設定対象

利用料金の設定において、対象となる施設等は以下のとおりである。

- ・ 大ホール
- ・ コンサートホール
- ・ 小ホール
- ・ 大リハーサル室
- ・ 中リハーサル室
- ・ ホール及びリハーサル室附属設備（舞台せり、所作台、楽壇セット、照明装置、音響関係附属設備、パイプオルガン、ピアノ、チェンバロ、映写機等を含む。）

要求水準書 別紙 4

- ・アートスペース A～H 室、X 室（アートスペース X 室は愛知芸術文化センター条例では I 室）
- ・アートスペース附属設備（映写機等を含む。）

3. 一般申込 A に係る利用料金の上限

各ホール的一般申込 A に係る利用料金については、愛知芸術文化センター条例別表第二に従い、以下の表に示す利用料金の上限の範囲内において設定することとする。

施設等の種類	一般申込の区分	曜日区分	利用単位 ※ 1	利用料金の上限 (単位：円)
大ホール (全部利用)	一般申込 A	平日	午前	181,440
			午後	318,720
			夜間	455,880
			全日	861,000
			時間外 30 分につき	※ 2
		土日祝	午前	226,920
			午後	398,520
			夜間	570,120
			全日	1,076,280
			時間外 30 分につき	※ 2
大ホール (一部利用)	一般申込 A	平日	午前	138,360
			午後	241,920
			夜間	345,480
			全日	653,760
			時間外 30 分につき	※ 2
		土日祝	午前	173,160
			午後	302,400
			夜間	432,120
			全日	817,080
			時間外 30 分につき	※ 2
コンサートホール	一般申込 A	平日	午前	131,520
			午後	231,240
			夜間	330,840
			全日	625,560

要求水準書 別紙 4

小ホール	一般申込 A	土日祝	時間外 30 分につき	※ 2
			午前	164, 520
			午後	288, 960
			夜間	413, 520
			全日	781, 920
			時間外 30 分につき	※ 2
		平日	午前	19, 920
			午後	36, 120
			夜間	52, 080
			全日	98, 040
			時間外 30 分につき	※ 2
		土日祝	午前	24, 960
			午後	45, 240
			夜間	65, 280
			全日	122, 520
			時間外 30 分につき	※ 2

備考

- ※ 1 午前、午後、夜間、全日の利用単位における時間帯については、事業者からの提案により変更することができる。ただし、時間帯を変更する場合の利用料金は、利用単位毎の 1 時間あたりの利用料金の上限を算出し、その金額をもとに加算又は減算することとする。

例：大ホール（全部利用）、一般申込 A、平日、午前の利用の時間帯を 1 時間追加する場合

条例による利用料金の上限（9 時～12 時）：181, 440 円

条例による利用料金の上限（1 時間あたり）：

$181, 440 \text{ 円} \div 3 \text{ 時間} = 60, 480 \text{ 円/時間}$

1 時間追加する場合の利用料金の上限：

$181, 440 \text{ 円} + 60, 480 \text{ 円} \times 1 \text{ 時間} = 241, 920 \text{ 円}$

さらに午前、午後、夜間、全日の利用単位ではなく、1 時間毎に利用料金を設定する等、事業者からの提案により新たな利用単位を設定することもできる。ただし、例えば 1 時間毎に利用料金を設定する場合であっても、1 時間毎の利用料金の合計は条例に定める午前、午後、夜間の上限額の範囲内とする。

例：大ホール（全部利用）、一般申込 A、平日、午前の利用の時間帯を 1 時間毎に設定する場合
条例による利用料金の上限（9 時～12 時）：181,440 円 利用料金の提案例： ① 9 時～10 時 45,000 円 ② 10 時～11 時 60,000 円 ③ 11 時～12 時 75,000 円 ①+②+③=180,000 円 ≤ 181,440 円 （条例の上限額の範囲内）

※2 各ホールの一般申込 A に係る利用料金のうち、時間外に係る利用料金は、事業者からの提案に基づき、県との協議の上で設定することとする。

4. 優先申込及び一般申込 B に係る利用料金の設定

優先申込及び一般申込 B に係る利用料金の設定に関する事項は以下のとおりであるが、事業者からの柔軟な発想による自由な提案も可能とする。

（1）施設等の種類

- ・各ホールの優先申込及び一般申込 B に係る利用料金は、事業者からの提案とする。
- ・各リハーサル室、ホール及びリハーサル室附属設備、各アトスペース、アトスペース附属設備の利用料金は、事業者からの提案とする。
- ・「2. 利用料金の設定対象」に列挙した施設等以外に、共通スペース（フォーラム I・II、地上連絡通路、地下連絡通路）やその他のオープンスペース（11 階展望回廊、6 階回遊歩廊、2 階ペデストリアンデッキ、その他）についてもその場所、面積、利用方法などを定めた上で、新たに利用料金を設定することも可能とし、その利用料金は、事業者からの提案とする。

（2）申込区分による利用料金の設定

- ・各ホールの優先申込及び一般申込 B については、入場料等の多寡や申込区分に応じてさらに細分化した上で、利用料金を設定することも可能とし、その利用料金は、事業者からの提案とする。

5. 利用料金の減免

コンサートホールを利用する者がパイプオルガンを演奏技術の習熟のみを目的として利用する場合は、ホール利用料金は徴収しないこととする。ただし、優先申込及び一般申込の利用受付開始後の利用可能枠に限る。なお、当該利用による受付を開始する日については事業者提案とする。